

こ けんり 子どもの権利ノート

たいせつ
～大切なあなたへ

し こ けんりじょうやく
知ってほしい「子どもの権利条約」～



チーバくん

れいわ ねん がつ
令和3年4月

ちばけん
千葉県

こ っ た 子どもたちへ伝えたいこと

あなたは、かけがえのない人間として誕生しました。
ひとりひとり ひと しあわ い

そして、一人一人が、その人らしく幸せに生き、お
たが いけん き も たいせつ かてい がっこう
互いの意見や気持ちを大切にしながら、家庭・学校・
ちいき あんぜん あんしん せいかつ けんり
地域で安全に安心して生活する権利をもっています。

このノートは、あなたがもっている大切な権利につ
し さくせい
いて知ってもらうために作成しました。

私たち大人は、あなたが、いつでも、どこでも、
じょうきよう あんぜん きぼう
どんな状況でも、安全に暮らしながら、希望をもって
せいちょう ねが
成長していくことを願っています。

☆これは、あなたのものです。時々、開いて見てください。
ときどき ひら み
ちから
あなたの力になれるとうれしいです。



こ けんりじょうやく
「子どもの権利条約」って

き
聞いたことありますか？

せいかじゅう すべ こ
世界中の全ての子どもたちがもっている
けんり じょうやく
権利についてまとめた条約です。

じょうやく こ おとな おな
この条約では、子どもにも大人と同じく、
にんげん けんり さだ
ひとりの人間としてもっている権利を定め
ています。

わたし こ けんり
私（子ども）たちには、どんな権利があるの？

じょうやく おお わ つぎ
この条約は、大きく分けて、次の4つの
こ けんり まも さだ
子どもの権利を守るように定めています。

い けんり
☐ 生きる権利

そだ けんり
☐ 育つ権利

まも けんり
☐ 守られる権利

さんか けんり
☐ 参加する権利

生きる権利

いのち まも あんぜん あんしん く
○命が守られ、安全に安心して暮らせる
こと

びょうき とき びょういんなど て あ うけ
○病気の時に、病院等で手当てを受ける
ことができること。



育つ権利

きょういく う
○教育を受けられること

あそ けいじゅつ たの
○遊び、スポーツ、芸術などを楽しめること

つか やす
○疲れたときに、休むことができること

しっぱい なんと なお
○失敗しても何度でもやり直せること



まも けんり 守られる権利

- ^{ひとり}一人ひとりのちがいをみとめ、^{じぶん}ありのままの自分が大切にされること
- ^{ぎゃくたい}虐待、^{いじめ}いじめ、^{たいばつ}体罰、^{へんけん}偏見、^{さべつ}差別などから^{まも}守られること
- ^{こま}つらく困ったときには、^{あんしん}安心して^{そうだん}相談できること
- ^{からだ}体や^{こころ}心が^{きず}傷ついたとき、^{かいふく}回復するまで^{て あ}手当てをしてもらえること



さんか けんり 参加する権利

- じぶん いけん たいせつ う と
○自分の意見を大切に受け止められること
- はな あ き
○みんなで話し合って決めること
- かんが かん じゆう ひょうげん
○考えや感じたことを自由に表現できること
- なかま しゃかい かつどう さんか
○仲間と社会の活動に参加できること
- しゃかい いちいん こ たちば いけん
○社会の一員として、子どもの立場で意見
い
を言えること



じぶん たいせつ かん
自分が大切にされていないと感じ、
かな とき
つらく悲しい時には・・・

とも ちか おとな そうだん
☆友だちや近くの大人に相談してみましょう。

(たとえば)

かぞく がっこう なら こと せんせい ちいき ひと
家族、学校や習い事の先生、地域の人など、
そうだん ひと はなし
相談しやすい人に話をしてみてください。

たいせつ こま はなし き
大切な、あなたが困っているとき、話を聞
いつしょ かんが とも おとな
いてくれ、一緒に考えてくれる友だち大人は
かなら ちか
必ず近くにいます。

ひとり
あなたは一人ではありません。

あきらめないでください。



チーバくん

こま とき でんわ そうだん
困った時には電話でも相談できるよ

こ おや
◆子どもと親のサポートセンター

0120-415-446

じかん こども
◆24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310

ちばけんけいさつしょうねん
◆ヤング・テレホン(千葉県警察少年センター)

0120-783-497

こ じんけん ばん
◆子ども人権110番

0120-007-110

ちば でんわ
◆千葉いのちの電話

043-227-3900

ちば
◆チャイルドライン千葉

0120-99-7777

◆よりそいホットライン

0120-279-338

じどうそうだんじょ ぎゃくたいたいおう

◆児童相談所虐待対応ダイヤル

189 (いち はやく)

ちばけん べんごし かい こ

せんもんそうだん

◆千葉県弁護士会子どもの専門相談

しょうかい ぶんむりょう

043-306-3851 (初回30分無料)



チーバくん

なまえ
(名前)

こ けんり じょうやく じょうぶん 「子どもの権利条約」 条文

こ けんり じょうやく
「子どもの権利条約」にはどんなことが
か
書かれているのかみてみましょう。

こ けんり じょうやく
(子どもの権利条約
にほん きょうかいしじょうやく
日本ユニセフ協会抄訳より)



だい じょう こ ていぎ 第1条 (子どもの定義)

さい ひと こ
18歳になっていない人を子どもとします。



第2条(差別の禁止)

すべての子どもは、みんな平等にこの
条約にある権利をもっています。

子どもは、国のちがいや、男か女か、
どのようなことばを使うか、どんな宗教
を信じているか、どんな意見をもっ
ているか、心やからだに障がいがあるか
ないか、お金持ちであるかないか、親が
どういう人であるか、などによって
差別されません。



第3条(子どもにもっともよいことを)

子どもに関係のあることを行うときには、
子どもにもっともよいことは何かを
第一に考えなければなりません。

だい じょう い けんり そだ けんり

第6条（生きる権利・育つ権利）

こ い けんり
すべての子どもは、生きる権利、
そだ けんり
育つ権利をもっています。

だい じょう いけん あらわ けんり

第12条（意見を表す権利）

こ じぶん かんけい
子どもは、自分に関係のあることについ
じゆう じぶん いけん あらわ けんり
て自由に自分の意見を表す権利をもつて
いけん こ はったつ おう
います。その意見は、子どもの発達に応じて
こうりょ
じゅうぶん考慮されなければなりません。

だい じょう ひょうげん じゆう

第13条（表現の自由）

こ じゆう ほうほう じょうほう
子どもは、自由な方法でいろいろな情報や
かんが つた けんり し けんり
考えを伝える権利、知る権利をもっています。



だい じょう しそう りょうしん しゅうきょう じゆう

第14条 (思想・良心・宗教の自由)

こ しそう りょうしん しゅうきょう じゆう
子どもは、思想・良心・宗教の自由に
けんり
ついで^の権利をもっています。

だい じょう めいよ まも

第16条 (プライバシー・名誉は守られる)

こ じぶん かぞく す
子どもは、自分や家族、住んでいるところ、
でんわ てがみ まも
電話や手紙などのプライバシーが守られます。
たにん ほこ きず けんり
また、他人から誇りを傷つけられない権利
をもっています。



第23条 (障がいのある子ども)

こころ しょう こ
心やからだに障がいがある子どもは、
そんげん まも じりつ しゃかい さんか
尊厳が守られ、自立し、社会に参加し
せいかつ きょういく くんれん
ながら生活できるよう、教育や訓練、
ほけん う けんり
保健サービスなどを受ける権利をもっ
ています。



第28条 (教育を受ける権利)

こ きょういく う けんり
子どもは教育を受ける権利をもっています。
くに こ しょうがっこう い
国は、すべての子どもが小学校に行けるよ
うえ がっこう
うにしなければなりません。さらに上の学校
すす
に進みたいときには、みんなにそのチャンス
あた がっこう
が与えられなければなりません。学校のきま
こ そんげん まも かんが かた
りは、子どもの尊厳が守られるという考え方
からはずれるものであってはなりません。

だい じょう やす あそ けんり

第31条(休み、遊ぶ権利)

こ やす あそ ぶんかげいじゅつ
子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術
かつどう さんか けんり
活動に参加する権利をもっています。



だい じょう せいてきさくしゅ ほ ご

第34条(性的搾取からの保護)

くに こ じどう じどうかいしゅん
国は、子どもが児童ポルノや児童買春
りよう せいてき ぎゃくたい う
などに利用されたり、性的な虐待を受
まも
けたりすることのないように守らなけ
ればなりません。

※もっとたくさんの「子どもの権利」
があります。

ほか けんり じょうぶん
他にどんな権利があるのか、条文を
しら
調べてみましょう。

こうえきざいだんほうじん にほん きょうかい
◎公益財団法人 日本ユニセフ協会

こ せんせい ひろば こ けんりじょうやく
【子どもと先生の広場：子どもの権利条約】

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/kenri/index.html>



チーバくん

こうえきしゃだんほうじん
◎公益社団法人

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

こ けんりじょうやく
「子どもの権利条約について」

https://www.savechildren.or.jp/about_sc/kodomono_kenri/index.html